

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清樹会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員及び評議員の、報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び幹事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等は明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。この法人の職務を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事：報酬（賞与は支給しない）
- (2) 非常勤の役員：無報酬 但し、業務執行理事等については、日額 25,000 円を限度に支給する。
- (3) 評議員：無報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各項に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬：別表1号に定める額
 - (2) 賞与：支給しない
 - (3) 退職慰労金：支給しない
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は次の別表第2号～5号に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第6号に定める額とする

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の理事及び業務執行理事に対する報酬の支払いの時期は、毎月15日とする。(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第7条の規程に準じて支給)

(費用弁償)

第6条 役員等が理事会、評議員会又はその他の会議に出席した場合は、別表第1号～6号の費用弁償(2)に定める額を弁償する。

2 監事が法人及び施設の指導監査に立会い、運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合も同様の額とする。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対してはこの規程を適用しない。

(控 除)

第7条 役員報酬から控除されるものは、公租公課等とする。

(出張旅費)

第8条 役員等は職務遂行の為、遠隔の地に出張をした時は、職員出張旅費規定に準ずる。

(通勤等)

第9条 常勤理事には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、その規程の取扱いについては、職員給与規程に準ずる。

(補 足)

第10条 この規程に関し必要な事項は、理事長は理事会の決議を経て別に定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 本規定は、平成29年6月15日(定時評議員会の議決日)から施行する。

附則 本規定は、令和3年6月 日(定時評議員会の議決日)から施行する。

役員等・報酬支給基準

各号	役員等	勤務形態		報酬額 (1)	費用弁償 (2)	支給方法	摘要欄
		常勤	非常勤				
1	理 事	○		月 額 500,000 円	———	銀行振込 (毎月)	常勤：月 20 日程度
2	業務執行理事		○	月 額 100,000 円	———	銀行振込 (毎月)	非常勤：月 4 日～5 日程度
3	理 事		○	月 額 200,000 円	———	銀行振込 (毎月)	非常勤：月 8 日～10 日程度
4	その他理事		○	無報酬	5,000～ 10,000 円	現 金	片道 50 ㌦未満 5,000 円 片道 50 ㌦以上 10,000 円
5	監 事		○	無報酬	5,000～ 10,000 円	現 金	
6	評議員		○	無報酬	5,000～ 10,000 円	現 金	

(支給基準)

(1) 理事長等報酬月額算定根拠額

施設長給与総額（年額平均）6,000,000 円の 20%増し→7,200,000 円 年間報酬

7,200,000 円÷12 ヲ月＝600,000 円（1 ヲ月当たりの報酬）

600,000 円÷21.25 日＝28,235 円（1 日当たりの報酬）

(2) 費用弁償

- ・ 交通費（自動車・タクシー・バス等々）、高速道路料金、日当、その他諸費用を含む。
- ・ 自宅～開催場所 片道 50 ㌦未満 5,000 円
- ・ 自宅～開催場所 片道 50 ㌦以上 10,000 円